

# 裁 決 書

審査請求人

同代理人

上記審査請求人(以下「請求人」という。)から平成25年1月31日付けで提起された[redacted]福祉事務所長(以下「処分庁」という。)が平成24年12月28日付けで行った生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)第24条第1項の規定による保護の申請却下処分(以下「本件処分」という。)に関する審査請求について、次のとおり裁決する。

## 主 文

本件処分は、これを取り消す。

## 理 由

### 1 請求人の主張

請求人の請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるもので、その理由は、次の点にあると解される。

- (1) 請求人は、平成24年8月20日及び平成24年9月27日に[redacted]氏(以下「[redacted]氏」という。)を世帯員として保護の申請をしたが、これは、処分庁から共同申請を行うよう指導があったからである。請求人と[redacted]氏との同居については、仕事上の都合によるもので、請求人と[redacted]氏は、元々事実上の夫婦の関係及び実態もなく、生計は別である。
- (2) 本件申請時において、請求人と[redacted]氏の関係は悪化しており、請求人は、[redacted]氏から今後は援助できないと言われ、また、[redacted]氏宅から退去するよう何度も要求されている。引越費用が確保できるまでの間という条件付きで[redacted]氏宅に居候している状態であり、[redacted]氏としても、請求人を行く当てもなく追い出した場合、路頭に迷うことになるのでやむを得ず[redacted]氏宅に置いているに過ぎない。
- (3) 請求人は、[redacted]氏宅からの転居先を探し、実際に転居先の目星はつけている。ただ、敷金、礼金等の費用が捻出できないため転居できていないに過ぎない。
- (4) これらの事情を勘案すると、請求人は、[redacted]氏宅から転居して単身で生活することを決意し、本件申請に及んだものであるので、請求人と[redacted]氏とは、別世帯というべきである。
- (5) 以上より、請求人の単身での生活実態が不明瞭として本件申請を却下した本件処分には疑念があり、不当といわざるを得ない。

## 2 処分庁の弁明

処分庁の弁明の趣旨は、本件審査請求を棄却するよう求めるもので、その理由を次のように述べている。

- (1) 請求人と■氏は、平成18年6月頃から同居を始め、平成24年8月20日及び9月27日の保護の申請時における各申請書に、■氏は、請求人の■と記されている。新規調査時においても、請求人は、■氏を■と認めており、■氏も自身が請求人の■であると認めている。
- (2) 請求人は、本件申請後に■氏の好意で同居していると述べており、食事も分けてもらうこともあり、病院への送迎も行ってもらっており、本件申請以前と変わらず■氏の自宅に居住し、生計を一にしているものであると認められる。
- (3) 請求人は、転居の必要性を訴え、その転居費用の捻出が困難であることを主張しているが、請求人は、具体的な賃貸アパート等の物件を探しておらず、■氏から早期に転居することを求められていないと述べている。このように、請求人には、真摯な転居意思及び転居の必要性についての緊迫性は見当たらない。
- (4) また、法第10条本文において「世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする」と、生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）において「同一の住居に居住し、生計を一にしている者は、原則として、同一世帯員として認定すること」と規定されている。
- (5) これらを踏まえれば、請求人及び■氏について、同一生計及び同一居住の実態が認められるため、請求人だけを別世帯とする本件申請は認められない。

## 3 審査庁の判断

### (1) 認定事実

審査庁において調査したところ、次の事実が認められる。

- ア 請求人及び■氏は、平成18年6月頃から同居するようになった。
- イ 平成24年8月20日、請求人は、■氏を世帯員として保護の申請を行ったが、■氏名義の資産（預貯金及び生命保険解約返戻金）があったため、処分庁は、当該申請を却下した。
- ウ 平成24年9月27日、請求人は、■氏を世帯員として保護の申請を行ったが、■氏名義の資産（生命保険解約返戻金）があったため、処分庁は、当該申請を却下した。
- エ 平成24年11月9日、請求人は、請求人単身世帯として本件申請を行った。
- オ 平成24年11月19日、処分庁の担当者は、請求人と面接し、請求人が転居先を探している状況を確認した。
- カ 平成24年12月17日、処分庁の担当者は、請求人と面接し、次の内容を確認した。
- (ア) 転居先を探す取組について、不動産業者の前の張り紙を1回見ただけで

業者と話をしていないこと。

(イ) 食事については、実家から米や野菜の援助を受けるとともに、コンビニで惣菜等を購入していること。

キ 平成24年12月25日、処分庁の担当者は、請求人と面接し、次の内容を確認した。

(ア) 転居先として不動産を2件当たったが、どちらも住宅扶助限度額以内でなかったこと。

(イ) 〇〇氏宅から退去を求められているが、急かされていないこと及び〇〇氏の好意で居住させてもらっていること。

(ウ) 食費のために実家から〇〇円程度を数回借りたこと。また、〇〇氏から食事を分けてもらうこともあること。

(エ) 〇〇氏又は請求人の母が病院への送迎を行っていること。

(オ) 〇〇氏が光熱水道費を負担していること。

ク 平成25年12月28日、処分庁は、「単身での生活実態が不明瞭のため」ということを理由として、本件処分を行った。

ケ 平成25年4月26日、審査庁に対して、反論書とともに〇〇氏から嘆願書が提出された。この嘆願書には、〇〇氏と請求人とは〇〇という関係ではないこと及び請求人に早急に立ち退いて欲しいことについて記載があった。

## (2) 判断

本件審査請求においては、請求人が単身世帯として本件申請を行ったところ、処分庁は、請求人と〇〇氏とが同一世帯であると認定し、本件処分を行っているため、世帯認定について検討する。

ア 法第10条において、「保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる。」と規定され、保護の要否及び程度を判断する場合の単位として世帯が原則とされている。このように、法による保護が世帯を単位として行われるのは、経済生活は、通常世帯を単位として営まれており、保護を必要とする生活困窮という事態は、世帯員のある特定の個人について現れるものではなく、世帯全体に同じ程度において現れることによるものである。

なお、法に規定する世帯とは、主に生計の同一性に着目して、社会生活上、現に家計を共同にして消費生活を営んでいると認められる1つの単位を指しているとして解されている。

イ また、次官通知において、「同一の住居に居住し、生計を一にしている者は、原則として、同一世帯員として認定すること」と規定されている。これは、生計を一にしているか否かの認定が主として事実認定の問題であることから、同一居住という比較的事実認定が容易な目安を併せて用いることとされているものである。他に重要なものとしては、居住者相互の関係（親族関係の有無、濃密性等）があるが、判定が困難なケースについては、更に消費物資又はサービスの共同購入又は消費の共同、家事労働の分担、戸籍又は住民基本台帳の記載事実等の事実関係の正確な把握に基づき、個々の事例に即して世帯認定を行



うこととなる。

ウ これらを踏まえて本件について検討すると、3(1)キ(エ)のとおり、請求人は、■■■■氏から病院の送迎を受けているが、3(1)カ(イ)及びキ(ウ)のとおり、請求人の生計は、基本的に請求人の実家からの米や野菜の現物の援助及び借入で賄われており、■■■■氏の収入が請求人の生計源になっていないことが確認できる。また、請求人は、3(1)キ(イ)のとおり、■■■■氏宅から退去するよう求められており、請求人としても3(1)オ、カ(ア)及びキ(ア)のとおり転居先を探していることも確認できる。さらに、3(1)ケのとおり、■■■■氏は、請求人との■■■■について否定している。これらからすると、請求人と■■■■氏とが本件申請以前において■■■■又はこれに準じた関係にあったとしても、本件申請時においては、当該関係が消滅しており、社会生活上、生計を一にして消費生活を営んでいるとは認めがたいため、別世帯であると認定することが相当である。

エ なお、3(1)キ(オ)のとおり、光熱水道費については、■■■■氏が負担しているが、当該費用を収入のない請求人が負担することは困難であり、■■■■氏が借り受けている借家であるから■■■■氏が負担するのは当然と思われ、そもそも■■■■氏は請求人に転居を求めているのであるから、本件の場合、請求人及び■■■■氏が生計を一にするという直接の根拠にはならない。

オ したがって、本件処分は、請求人の本件申請後の生計を誤認しており、それに基づく本件処分は取消しを免れない。

以上、請求人の本件審査請求は、理由がある。

よって、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第40条第3項の規定により主文のとおり裁決する。

平成25年10月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫



教 示

この裁決に不服があるときは、この裁決の通知を受けた日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。ただし、裁決の通知を受けた日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。

また、この裁決については、この裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、この裁決の前提となる本件処分をした処分庁の所属する■■■■を被告として( ■■■■が被告の代表者となります。) 本件処分の取消しの訴えを、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。) この裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると本件処分及び裁決の

取消しの訴えを提起することができなくなります。

